

東京都板橋区農業委員会

第23期第32回定例総会議事録

令和2年2月27日

於 下赤塚地域センター第1洋室（赤塚庁舎3階）

第 23 期第 32 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 2 年 2 月 2 7 日（木）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 0 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	田中 喜一郎	5	小原 昭雄	9	山口 賢治
2	田中 清	6	會田 幸夫	10	
3		7	石井 勉	11	春日 實
4	福島 聡司	8	本橋 政春	12	吉田 豊明

議 事

1 協議事項

- (1) 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (資料1)
- (2) 生産緑地に係る主たる従事者証明願について (資料2)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料3)
合計 2件 (内訳) 4条関係1件、5条関係1件
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料4)
- (3) 令和元年度成増農業体験学校事業報告について (資料5)
- (4) 令和元年度板橋区農業経営実態調査報告書(案)について (別 添)
- (5) 令和2年度農業委員会関係の日程について (資料6)
- (6) 農地管理指導について (資料7)

3 その他

- (1) その他

4 次回日程

日 時 令和2年3月25日(水) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	田中 喜一郎	会長
署名委員	會田 幸夫	委員
	石井 勉	委員
出席係員	宮津 毅	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	福田 紘規	書記
	堺 浩樹	書記

<p>事務局 長</p>	<p>只今より、第23期第32回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、會田委員、石井委員を指名させていただきます。 榎本委員、染宮委員から欠席の届出が出ております。 それでは、協議事項（1）農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、お願いいたします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>資料1、1ページをご覧ください。板橋区から農地法第3条第1項の規定による許可の申請が出ております。こちらは毎年申請が出ているものでございますが、2ページの許可申請書のとおり、記載の譲渡人と譲受人が、農地について使用貸借権を期間1年間で設定をするという内容です。当事者の氏名、住所、年齢、職業等は記載のとおりです。土地の所在は徳丸五丁目6番1です。登記簿、現況は畑です。面積は251平方メートルです。また、使用貸借契約の期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日です。土地の使用貸借契約書の案が4ページから6ページに記載されております。7ページは土地の案内図となっております。紅梅小学校の南側となり、紅梅小学校の学校農園として使用することとなります。</p> <p>現況は画面のとおりですが、土地の中に自動販売機があり、9ページの登記簿謄本の該当地番の面積は253平方メートルとなっておりますが、今回の申請につきましては、自動販売機分の2平方メートルを除いた251平方メートルとなっております。現地調査時には、ダイコンやニンジンが耕作されている様子でした。</p> <p>この件につきまして差し支えなければ、11ページ、12ページのとおり、譲受人と譲渡人に対し、許可の通知をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、何かご質問等ございますか。</p>
<p>吉 田 委 員</p>	<p>区民農園の場合、整備は土地の所有者が行いますが、土地の固定資産税は免除されるという話でしたが、今回の1年間の貸借については、どういう扱いになりますか。</p>

事務局 長	<p>区民農園に関しましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例によって許可を出しておりますが、今回の農地法3条の件については、区と土地所有者が学校農園として、土地の対価額0円の無償の使用貸借契約を結ぶことによって、区が都税事務所に書類を提出すると、都市計画税と固定資産税が免除になるということで、双方にとってメリットがある仕組みとなっています。</p>
吉 田 委 員	<p>ありがとうございます。</p>
会 長	<p>他に何かございますか。</p>
福 島 委 員	<p>畑に自動販売機が設置してあるというのを容認するというのは好ましくないと思いますので、農業委員会として指摘程度のことはした方がよいのではないのでしょうか。</p>
書 記	<p>こちらは生産緑地ではなく宅地化農地ですので、指導は必要ありません。</p>
福 島 委 員	<p>失礼しました。</p>
会 長	<p>他に何かございますか。ないようですので、このまま許可したいと思います。</p> <p>続きまして、協議事項(2)生産緑地に係る主たる従事者証明願について、事務局、お願いいたします。</p>
事務局 長	<p>資料2、13ページをご覧ください。生産緑地に係る主たる従事者証明願が今回2件出ております。1件目は13ページになります。申請年月日、申請者、対象者は記載のとおりです。買取申出事由は主たる従事者の故障でございます。対象となる生産緑地番号92で、三園一丁目2番1と三園一丁目2番2の2筆です。おおむねの位置は14ページの図のとおり、三園小学校の南側です。現地の詳細と故障の具体的な内容について、書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>申請者に対する病院からの診断書が15ページ、16ページにございます。現地確認を1月31日に染宮委員に行っていたいております。現地の詳細は画面のとおりです。</p>

<p>事務局長</p>	<p>続きまして、17ページをご覧ください。</p> <p>申請年月日、申請者、対象者は記載のとおりです。買取申出事由は主たる従事者の故障でございます。対象となる生産緑地番号111で、徳丸一丁目374です。おおむねの位置は18ページの図のとおり、徳丸小学校の北側です。現地の詳細と故障の具体的な内容について、書記からご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>申請者に対する病院からの診断書が19ページでございます。現地確認を2月5日に山口委員に行っていたいております。現地の詳細は画面のとおりです。山口委員、何かございますか。</p>
<p>山口委員</p>	<p>本人と面会をし、診断書のとおりであると思います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>2件ともご承認いただけましたら、証明書を発行したいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>何かご意見等ございますか。</p> <p>ないようですので、証明書を発行したいと思います。</p> <p>続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局、ご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>資料3、20ページをご覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和2年1月11日から令和2年2月10日までに届出があったもので1件です。</p> <p>専決番号1、土地の所在が徳丸六丁目81番6と25の2筆でございます。登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積はそれぞれ171平方メートルです。転用の目的は個人住宅、駐車場でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は前谷津川緑道の北側で、紅梅保育園の北西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は81番6が駐車場で、81番25が個人住宅となっており、現況に対する届出となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続いて21ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和2年1月11日から令和2年2月10日までに届出があったもので1件です。</p>

	<p>専決番号1、土地の所在が赤塚二丁目1936番1です。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は395平方メートルです。転用の目的は個人住宅です。譲受人、譲渡人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は下赤塚小学校の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は更地ですが、時期、棟数は未定ですが、個人住宅が建築予定ということで、届出が出ております。</p>
会長	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。ないようですので、次にまいります。</p>
事務局長	<p>報告事項(2)、地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いします。</p> <p>資料4、22ページをご覧ください。</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。令和2年1月11日から令和2年2月10日までの間に照会があったもので、3件です。</p> <p>1番、土地の所在は高島平九丁目14番11です。地目は畑、面積は179.61平方メートルです。現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を1月24日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置は高島平駅の北東側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況ですが、企画・デザイン会社の事務所とその駐車場となっております。非農地である旨を法務局に報告しております。</p>
事務局長	<p>続きまして、2番、土地の所在は西台一丁目599番と602番1の2筆です。地目はいずれも畑、面積はそれぞれ502.47、89.17平方メートルです。現況はいずれも非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を1月29日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置は西台図書館の東側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>599番は介護事業所とその駐車場となっております。602番1は介護事業所の駐車場となっております。非農地である旨を法務局に</p>

<p>事務局 長</p>	<p>回答しております。</p> <p>続きまして、3番、土地の所在は四葉一丁目1301番1です。地目は畑、面積は239平方メートルです。現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を2月4日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置は新大宮バイパスの新四葉交差点の南側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p> <p>会 長</p>	<p>現況は駐車場となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p> <p>これについて質問等がございましたら、お願いします。ないようですので、次にまいります。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>報告事項(3)、令和元年度成増農業体験学校事業報告について、事務局、説明をお願いします。</p> <p>こちらは農政担当係長からご説明いたします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>それでは、24ページ、資料5をご覧ください。</p> <p>今年度で2年目となりました令和元年度成増農業体験学校の事業報告でございます。事業の目的でございますが、将来の農の支え手として区内農業と農業技術を継承できる人材を育成するため、農業に興味のある区民を対象に、農産物の生産に必要な基礎知識・技術を座学や実技を通して習得してもらうものです。実施施設は成増四丁目17番、成増農業体験学校です。</p> <p>実施内容でございますが、大きく分けて3種類のカリキュラムで実施しております。1つ目が年間を通じてご参加いただく通年型講習会、2つ目が植え付けから収穫までの一連の流れを5日間の講習で体験する短期型講習会、3つ目が主に親子連れのご家族でご参加いただく収穫体験イベントでございます。</p> <p>まず1つ目の通年型講習です。今年度は定員を超える申込がありまして、抽選により20名の受講生で年間27日実施いたしました。主なカリキュラムとしましては、野菜の栽培方法、土、肥料、農薬などの座学が8回、野菜の栽培実技を26回、イベント支援としまして、成増農業体験学校で実施しています短期型講習会や収穫体験事業の補助等が12回、区内農家さん訪問が4回で、山口委員、榎本委員、染宮委員の圃場などを見学させていただき、板橋農業の勉強をさせていただきました。</p>

	<p>た。受講生の参加状況でございますが、全27回の内、8割以上受講された方が7名でございます、7名全員に「修了証書」を交付しました。</p> <p>2つ目の短期型講習会は、春夏コースを5月から8月に実施しまして、志村みの早生大根、枝豆、カボチャ、ピーマンの種まきから収穫までを5日間、8組18名で行いました。また、秋冬コースを9月から1月、染宮委員を講師にお招きして、志村みの早生大根、キャベツ、青首大根、小松菜、春菊の種まきから収穫までを同じく5日間、16組35名で実施しました。2回のコース合計では、延べ24組53名の方にご参加いただきました。</p> <p>3つ目は体験イベントですが、7月にキュウリ・カボチャ・枝豆の収穫体験に20組63名、10月にはサツマイモの収穫体験に9組27名、延べ29組90名にご参加いただきました。</p> <p>また、来年度の募集についてですが、2月22日発行の広報いたばしに、通年型の受講生を募集する記事を掲載しまして、成増農業体験学校のホームページから申込いただいております。定員の20名のところ、現在は10名の方に申込をいただいております。それから、通年型講習会に参加してどのくらい習得できるか、というところですが、「一通り体験した」くらいの成果で、一人でできるといったレベルではないと思いますが、援農ボランティアに登録してもらおうとか、区民農園を利用されるなど、引き続き畑に関わっていただき、農の支え手の裾野を広げていけたらと考えています。ご報告は以上でございます。</p>
会 長	この件につきまして、何かご質問等ございますか。
吉 田 委 員	修了証書を出されたのが7名ということですのでけれども、20名に対して7名なので3割弱になりますが、どういったところに課題があったのかということで、もう少しで8割受講できた人がどれぐらいいたのかとか、そういった状況を教えてもらえたらと思います。
事 務 局 長	修了証をもらった方以外でも、受講証明書ももらった方もいらっしゃいますが、アンケートを取りまして、分析をしているところでございますが、畑が狭いので、10人ぐらいただと思い切り作業ができて、充実感があるのでしょうかけれども、20人だと大した作業ができず、満足感が少なかったのではないかとということと、毎週土曜日ですので、いつも学校に時間を当てることができる人が少なかったのではないかと考えておりますが、いずれにしても、アンケートの結果を詳細に分析して、なるべく多くの方に修了証書をお渡しできるように努めていきたいと思っております。

吉田委員	もう1点ですが、援農ボランティアの話でして、マッチングは都市農業係で行っていると思いますが、その進捗状況を教えてください。
事務局長	ボランティアと受入農家の数ですが、登録してくださっている農家数の方が多く、援農ボランティアの方が少ない状況です。現在1名の方しか現場に出っておりませんで、その1名の方も今のところ、区の農業体験農園のお手伝いが主でございます。地元の農業者の皆様に顔を覚えてもらいながら、作業ぶりを見てもらって信頼してもらえれば畑に入れてもらえるのではないかと思いますけれども、なかなか知らない人を畑に入れるというのは一番抵抗があることだと思いますので、区の事業のなかでお手伝いしてもらいながら、将来的には学校給食の一斉出荷等の場面で派遣できるような方を育てていければと思います。
石井委員	農業体験学校は何名くらいが適正ですか。
事務局長	10名くらいだと思います。面積としては900平方メートルを切っていますので。
石井委員	1回目の時は、修了証書は何名出されましたか。
農政担当係長	12名の受講生で、全員に修了証書をお出しできました。
事務局長	今年の様子を見ながら、今後、定員を調整するかどうか検討していきたいと思います。
石井委員	ありがとうございました。
会長	他に何かございますか。 ないようですので、次にまいります。 続きまして、報告事項(4)、令和元年度板橋区農業経営実態調査報告書(案)について、事務局、お願いします。
事務局長	こちらは書記からご説明いたします。
書記	報告事項(4)、令和元年度板橋区農業経営実態調査報告書についてでございます。別添資料をご参照ください。ご参考に平成30年度分も添付させていただいております。 まず初めに、今年度からの変更点が3つございますので、ご説明いたします。

1つ目は、1ページのIの2の調査の対象でございますが、令和元年7月の総会で決定したとおり、今年度から農地台帳との突合により新たに判明した戸数を新たに追加しております。新たに8件追加をしております。

2つ目は、2ページの下の部分、耕作意向について、今年から新たな設問として、農業後継者の耕作意向を追加してございます。この説明によって、区内の農業後継者の人数と、その方々の耕作意向も把握することができるようになりました。

3つ目は、同じく、2ページ下の部分、耕作意向について分析方法を変更いたしました。昨年までは、今後何年耕作を続ける予定かの人数的みの集計でありましたが、今年からは、年齢別に今後何年耕作を続ける予定であるかの意向を集計するよう変更いたしました。

以上、この3つ変更点を含め、令和元年度の農業経営実態調査の要点について、ご説明いたします。

まず、2ページの「1 農家の現況」の「(1)農家戸数」については、農家数が増えました。これは農地台帳との突合によるものでございます。また、生産農家が増える一方、販売農家数は減となっております。理由といたしましては、今回新たに追加となった農家の全てが、非販売農家であり、そのうちの大半が区民農園の土地所有者であることが挙げられます。そのため、3ページの「2 農地の現況」の「(1) 農地面積」では、農家数は増えている一方、耕作農地面積は昨年より、若干減っている状況であり、区民農園の用地面積が増加してございます。

4ページ「3 農家労働力等の現況」では、農業従事者数について集計しており、昨年より1減となっております。年間の従事日数を昨年と比べてみますと、1～59日が増え、逆に100日～365日が減っており、農業従事者の年間従事日数は減少傾向にございます。

「(2) 年齢別農業従事者数」を見ると、昨年との大きな違いはないものの、農業従事者は、70歳以上が最も多く、次に60歳代ということで、農業従事者の高齢化が、年間従事日数の減にも現れていると考えられます。

次に2ページにお戻りいただきまして、下の部分、「(4)耕作意向」につきまして、先ほどご説明させていただいたように、分析の方法を変更してございますので、要点をご説明いたします。

まず、農業後継者の耕作意向を設問として加えたことにより、区内に農業後継者が合計の欄のカッコの内数で集計されているとおり、35人いることがわかります。その35人のうち、30歳代が14人で最も多く、その次に50代、40代が多くなっております。このことから、農業後継者は、30から50歳が中心であることがわかります。また、耕作意向としても、30歳代の方で最も多い回答が、20年以上が7人お

	<p>り、その他の年代でも10年以上耕作を続ける予定の方が多いことがわかります。</p> <p>次に、世帯主の耕作意向としては、10年以上20年未満耕作を続ける意向の世帯主が17人と最も多かったのが60歳代であり、次に70歳以上で、5年以上、10年未満で16人、5年未満と、10年以上20年未満に12人と、やはり70歳以上の農家が多く、今後5年から10年で板橋の農業が大きく変わる可能性があることが分析できます。そして、「(5) 農地・農業技術の継承意向」につきましては、親族に継承する意向をお持ちの方が圧倒的に多いことがわかります。しかし、今後、耕作を続ける予定が5年未満と回答いただいた農家が21いる状況で、多くの生産緑地が30年を経過する令和4、5年に特定生産緑地としてどれだけ残るかについては、引き続き、まだ、特定への申請が済んでいない生産緑地所有者の方とのコンタクトを取り、必要に応じてご相談に応じていきたいと考えております。</p> <p>以上、令和元年度の農業経営実態調査の要点をご説明いたしました。</p> <p>最後に運営委員会にて運営委員から、休耕地について現地確認の必要があるとのご指摘をいただきましたので、調査を行い、その結果を反映し、内容を確定します。次回の総会にて、確定値をご報告させていただきたいと思っております。</p>
会 長	<p>この件につきまして、何かご質問等ございますか。</p> <p>ないようですので、次にまいります。</p> <p>続きまして、報告事項(5)、令和2年度農業委員会関係の日程について、事務局、お願いします。</p>
事 務 局 長	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>資料6、25ページをご覧ください。来年度の農業委員会の日程表となっておりますので、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、報告事項(6)、農地管理指導について、事務局、お願いします。</p>
事 務 局 長	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>(農地管理指導の実施状況について報告)</p> <p>(今後の指導方法について検討)</p>

会

長

それでは、この会議で決定した内容で、指導していきたいと思えます。

その他、ご質問があればお願いいたします。

ないようですので、これをもちまして第32回定例総会を閉会いたします。

(終了時間 午後3時15分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

- ・運営委員会 3月19日(木) 午後2時00分
- ・定例総会 3月25日(水) 午後2時00分